

---

# SHK制度における森林吸収等の扱いについて

---

令和6年5月29日

環境省

# 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要

- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（以下「SHK制度」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を国が公表する制度。
- 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立と、情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成、を制度の目的とする。

## SHK制度の算定・報告から公表までの流れ

①対象となる事業者（特定排出者）は、自らの前年度の排出量を算定し、自らが行う事業を所管する大臣に報告

②事業所管大臣は、報告された情報を環境大臣・経済産業大臣に通知

③環境大臣・経済産業大臣は、通知された排出量とその関連情報を公表

### 特定排出者

一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者（公的部門を含む）  
※温室効果ガスを一定量以上排出する事業所（特定事業所）を持つ場合は、当該事業所の排出量も算定・報告

算定

報告

事業所管大臣

通知

環境大臣  
経済産業大臣

集計

公表

閲覧

事業者、投資家、  
金融機関、  
自治体、国民等

※ 排出量の増減理由や排出削減の取組内容など、排出量に関連する情報も任意で報告可能。

※ 特定排出者は、自身の排出量が公表されることで自身の権利利益が害される恐れがあると思料する場合は、事業所管大臣に権利利益の保護を請求することが可能。

※ 報告義務違反又は虚偽報告に対しては罰則。

# 現行SHK制度における吸収量の取扱い

- 現在のSHK制度では、事業者の排出量のみが報告義務があり、吸収量は算定対象外である。
- 一方で、森林の整備・保全により吸収された吸収量として認証された国内クレジットについては、排出量の調整において、報告すべき排出量から控除することができる。
- また、任意報告事項として「排出量の増減の状況に関する情報その他の情報」も報告できることとされており、「自らの森林経営等による温室効果ガス吸収の取組及びその吸収量並びに炭素貯蔵の取組及びその貯蔵量」について、その算定方法と併せて記載することができる。

## <温対法省令様式第2>

5. 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報  
(4) 自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報


詳細URL

- 備考 15 自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報の欄には、自らの森林経営等による温室効果ガス吸収の取組及びその吸収量並びに炭素貯蔵の取組及びその貯蔵量について記載することができる。 吸収量等の記載に当たっては、その算定方法についても記載すること。

# 森林吸収等に関する議論について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては最終的に排出が避けられない分野からの排出を相殺するために、森林などによる吸収量等の確保・強化が不可欠。企業もこの分野の取組が活発になると想定されるところ、昨年よりSHK算定方法検討会※においてSHK制度における取扱いについて議論を開始。

※ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>

- 国際的な議論の進展も踏まえ、まずは我が国のGHGインベントリにおける吸収量の約9割を占める森林吸収等（伐採木材製品(HWP)に係る炭素貯蔵量を含む）の取扱いを検討することとした。
- 森林吸収等を扱うに当たっては、例えば以下のケースなどの取組において、森林吸収等による排出削減を報告する事業者にメリットを付与することがポイント
  - ・ 社有林の所有・管理（新規参入を含む）を通じた森林吸収量（炭素蓄積量）の確保
  - ・ 木造による自社ビル・店舗の建築を通じた炭素固定とエネルギー多消費型資材の代替による排出削減
- 今後とも、林野庁と連携しながら、検討会等にて森林吸収等に関する議論を進めていく。